

第38号議案

専決処分の承認について

上記の議案を提出する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

提出者 府中市長 高 野 律 雄

(説明)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものであります。

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分について

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例については、特に緊急を要し、市議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

府中市長 高 野 律 雄

府中市都市計画税条例の一部を改正する条例

府中市都市計画税条例（昭和３１年６月府中市条例第１７号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
付 則 １～１７ 省 略 １８ 法附則第１５条第１項、第９項、第１３項から第１７項 まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３２項、 <u>第３３項</u> 若しくは <u>第４４項</u> 、第１５条の２第２項、第１５条 の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税 に限り、第２条第２項中「又は第３２項」とあるのは「若し くは第３２項又は附則第１５条から第１５条の３まで若しく は第６３条」とする。 １９～２０ 省 略	付 則 １～１７ 省 略 １８ 法附則第１５条第１項、第９項、第１３項から第１７項 まで、第１９項、第２０項、第２４項、第２７項、第３２項、 <u>第３４項</u> 若しくは <u>第４５項</u> 、第１５条の２第２項、第１５条 の３又は第６３条の規定の適用がある各年度分の都市計画税 に限り、第２条第２項中「又は第３２項」とあるのは「若し くは第３２項又は附則第１５条から第１５条の３まで若しく は第６３条」とする。 １９～２０ 省 略

付 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の府中市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。